

高校生等奨学給付金（国公立） 申請の手引き

令和8年度 通常申請（専攻科）

◆1 申請者

生計維持者

生計維持者とは、原則父母のことです。

※ 生計維持者となる父母が両方とも存在しない場合は、生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）。

※ 生計維持者、主たる生計維持者のいずれも存在しない場合は、生徒本人。（高等学校等専攻科修学支援金に準じます。）

◆2 認定基準日

令和8年7月1日（状況確認日）

◆3 提出締切

令和8年7月 日

※ 締切は在学する高等学校等に確認してください。

※ 高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。

※ 上記期限までに学校へ提出された新入生の方は優先的に審査を進めます。

◆4 給付時期

9月頃～翌年1月頃

※ 審査の終わったものから順次振り込みます。

※ 昨年と同時期に振り込まれるとは限りません。

また、兄弟姉妹がいる場合も振込時期はそれぞれ異なります。

◆5 提出先・問い合わせ先

➤ **県内**の高等学校等に在学している場合・・・ 在学する高等学校等

➤ **県外**の高等学校等に在学している場合・・・

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学給付金担当

※申請書類を郵送する際は、必ず簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

◆6 対象となる世帯

対 象 と な る 要 件	
所得	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生計維持者全員の令和8年度 住民税所得割額が非課税の世帯 ○ 生計維持者全員の令和8年度 住民税所得割額の合計が105,500円未満の世帯 ○ 生計維持者全員の令和8年度 住民税所得割額の合計が105,500円以上264,500円未満で多子世帯（扶養される子等が3人以上いる世帯） <p>※ 生計維持者全員とは・・・・・・原則父・母（父と母がいる場合は2名とも） ※ 住民税所得割額とは・・・・・・令和8年度道府県民税および市町村民税の所得割額 ※ 非課税とは・・・・・・所得割額が0円の場合（均等割額に課税があっても対象） ※ 多子世帯とは・・・・・・生計維持者に生計を維持される子等が3人以上であり、かつ生徒本人が扶養されていること</p>
高校生等の国籍在留資格	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日本国籍を有している ② 特別永住者 ③ 永住者 ④ 日本人の配偶者等 ⑤ 永住者の配偶者等 ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦ 家族滞在のうち日本の小学校、中学校および高等学校等を卒業し、高校等専攻科の修了後、日本で就労して定着する意思があると認められた者 <p>※ 上記、高校生等の国籍・在留資格の①～⑦に該当しない場合は下記 ◆7 給付額 の（ ）内の金額になります。</p> <p>例 { <ul style="list-style-type: none"> ・ 外交 ・ 定住者のうち将来日本に永住する意思がない ・ 家族滞在のうち <ul style="list-style-type: none"> 日本<small>の</small>小学校または中学校<small>の</small>どちらかしか卒業していない 高校等専攻科の修了後、日本で就労する意思がない ・ 在留資格が「留学」の在校生（新入生は「高校生等奨学給付金」の対象外） </p>
在学	国公立高等学校等専攻科に在学している生徒がいる世帯
在住	<p>生計維持者が令和8年7月1日に三重県内に住所を有している世帯</p> <p>※ 生計維持者のいずれかが令和8年1月1日時点で海外に居住している場合は令和8年度の課税証明書等が発行されないため対象世帯ではありません。</p> <p>※ 生計維持者の住所が三重県外の場合は、住民票のある都道府県にお問い合わせください。</p>

※ 給付回数は1人の専攻科に通う生徒につき通算2回を上限とし、毎年申請が必要です。
 （高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回とする）

～詳しくは「高校生等奨学給付金 受給資格チェックシート」で確認してください～

◆7 給付額

世帯種別	給付額
生計維持者全員の住民税所得割額が 非課税 の世帯 (生活保護受給世帯を含む)	50,500円
生計維持者全員の住民税所得割額合計が 105,500円未満 の世帯	16,830円 (10,100円)
生計維持者全員の住民税所得割額合計が 105,500円以上 264,500円未満 で 多子世帯 （扶養される子等が3人以上いる世帯）	12,630円 (10,100円)

※ 多子世帯の給付額は、令和8年7月2日以降に子の出生等によって扶養される子等が3人以上になった場合は申請のあった翌月以降の月数によって算定します。

◆8 提出する書類

提出する書類		非課税世帯	105,500円未満の世帯	105,500円以上264,500円未満で多子世帯										
<table border="1"> <tr> <td>高校生等が日本国籍の場合</td> <td>様式①～⑤・⑦ 添付書類⑧⑨が必要</td> <td colspan="3">※県外校生は様式⑥も必要</td> </tr> <tr> <td>高校生等が外国籍の場合</td> <td>様式①～⑤・⑦ 添付書類⑧～⑪が必要</td> <td colspan="3">※県外校生は様式⑥も必要</td> </tr> </table>		高校生等が日本国籍の場合	様式①～⑤・⑦ 添付書類⑧⑨が必要	※県外校生は様式⑥も必要			高校生等が外国籍の場合	様式①～⑤・⑦ 添付書類⑧～⑪が必要	※県外校生は様式⑥も必要					
高校生等が日本国籍の場合	様式①～⑤・⑦ 添付書類⑧⑨が必要	※県外校生は様式⑥も必要												
高校生等が外国籍の場合	様式①～⑤・⑦ 添付書類⑧～⑪が必要	※県外校生は様式⑥も必要												
様式	① 高校生等奨学給付金申請書（様式1-2）	○	○	○										
	② 給付金の振込について（様式1-2 別紙2）	○	○	○										
	③ 高校等専攻科の生徒の国籍・在留資格・在留期間等について（様式1-2 別紙3）	○	○	○										
	④ 委任状（様式3） ※ 振込先を申請者以外に委任する場合のみ必要	○	○	○										
	⑤ 奨学給付金申請書類チェックシート	○	○	○										
	⑥ 在学証明書（様式5）※県外校生のみ提出が必要	○	○	○										
	⑦ 扶養親族申告書（様式9）※多子世帯で申請のみ提出が必要			○										
添付書類	住民票 ※ 生計維持者全員（父・母がいる場合は2名とも）対象となる高校生等のもの } 必要 ※世帯主・続柄の記載が必要 ※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの 高校生等が外国籍の場合は、世帯主・続柄・国籍・在留資格在留期間等の記載が必要	○	○	○										
	令和8年度課税証明書等（非課税証明書でも可） ※ 生計維持者全員（父・母がいる場合は2名とも）必要 ※ 多子世帯で申請する場合は、扶養親族の記載がある課税証明書等が必要	○	○	※扶養親族の記載あるものが必要 ○										
	⑧の住民票に国籍・在留資格・在留期間等の記載がない場合は必要													
	⑩ 次のどちらかひとつを提出 <input type="radio"/> 特別永住者証明書の写し（コピー） <input type="radio"/> 在留カードの写し（コピー）	○	○	○										
	在留資格が家族滞在のうち高校等専攻科修了後、日本で就労し定着する意思があると認められた人のみ必要													
	⑪ 次のすべて（全部）を提出 <input type="radio"/> 日本の小学校の卒業証書の写し（コピー）または卒業証明書 <input type="radio"/> 日本の中学校の卒業証書の写し（コピー）または卒業証明書 <input type="radio"/> 日本の高等学校等の卒業証書の写し（コピー）または卒業証明書	○	○	○										

提出するときは



- ▼添付する書類は「A4」サイズにあわせてください。
- ▼申請書類、添付書類を上表の順番（①を一番上）に重ねて、左上をステープルでとめてください。
- ▼提出前に、申請書類の書き間違い・記入漏れ・添付書類の不備等がないかをもう一度確認しましょう!!（不備があると、給付が遅れる原因になります。）

※ 申請について電話、手紙等により連絡することがあります。連絡がつかないと給付できない場合があります。
 ※ 県内の高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書の提出が必要です。ただし、兄弟姉妹がいずれも国公立の高校生等の場合に限り、住民票および収入状況を確認する書類は、一方に原本を提出すれば、他の高校生等は写し（原本を提出した学校名・名前を明記）の提出でかまいません。

次のページ **◆9 提出する書類の注意点** をよく読んで確認してください

◆ 9 提出する書類の注意点

提出する書類の番号・書類	注 意 点				
<p>① 申請書 (様式 1-2)</p>	<p>必ず黒いボールペンで記入してください。 こすると消せるペン、消えるペンでの記入は受付できません。 ・訂正する際は二重線を引いてください。 (修正テープや修正液は使わないでください。) ・住民票住所欄は、略さずに住民票どおり正確に記入してください。</p>				
<p>② 給付金の振込について (様式 1-2 別紙 2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>振込先通帳の 必要 5 項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 金融機関名 ※ 本支店名 ※ 預金種目 ※ □座番号 ※ □座名義 (カタカナ表記) </div>	<p>振込不能を防ぐための重要な書類です。通帳の写し等の貼付は下記の注意をよく読んで間違いのないようにしてください。 ★左記の振込先通帳の必要 5 項目が表記されていない場合 以下の場合は各金融機関等に問合せ、または各金融機関等のホームページから左記の必要 5 項目情報を取得して貼り付けてください。 ・通帳レス、インターネット銀行等 ・クレジットカード機能付きキャッシュカード ★ゆうちょ銀行のキャッシュカードの場合 以下の理由により、キャッシュカードの写しと、ホームページから取得した情報の両方を貼り付けてください。 ・キャッシュカードは支店名が判明しないため。 ・ホームページから取得した情報は口座名義が記載されないため。</p>				
<p>⑦ 扶養親族申告書 (様式 9)</p>	<p>次の場合のみ提出が必要です。 生計維持者全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合計が 105,500 円以上 264,500 円未満で多子世帯（扶養される子等が 3 人以上いる世帯） ・必要事項を記入の上、証明書類を添付して提出してください。</p>				
<p>⑧ 住民票</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 交付日が認定基準日（令和 8 年 7 月 1 日）以降のものが必要！ ※ 7 月 2 日以降に転居した場合は、前住所地での住民票の除票が必要（添付の住民票で令和 8 年 7 月 1 日現在の住所がわかれば可） 	<p>生計維持者全員分（申請書の【2.申請者（生計維持者）】および【3.申請者以外の生計維持者】に記入した人のもの）と【4.対象となる高校生等】のもの。※世帯全員分でも可。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>必要な記載項目 (日本国籍の高校生等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 世帯主 ※ 続柄 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>必要な記載項目 (外国籍の高校生等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 世帯主・続柄 ※ 国籍・在留資格・在留期間等 </td> </tr> </table> <p>・ <u>個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。</u> ※ 市役所、町役場等で複数枚発行された場合は、抜き取らずにすべて提出してください。 ※ 住民票は、コンビニで取得できる市町もありますので、各市町のホームページ等でご確認ください。</p>	<p>必要な記載項目 (日本国籍の高校生等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 世帯主 ※ 続柄 	<p>必要な記載項目 (外国籍の高校生等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 世帯主・続柄 ※ 国籍・在留資格・在留期間等 		
<p>必要な記載項目 (日本国籍の高校生等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 世帯主 ※ 続柄 	<p>必要な記載項目 (外国籍の高校生等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 世帯主・続柄 ※ 国籍・在留資格・在留期間等 				
<p>⑨ 課税状況が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 生計維持者全員分が必要 (課税額が***表示や省略されたものは不可) 	<p>令和 8 年度の道府県民税の所得割額および市町村民税の所得割額が確認できるもの。(市役所、町役場等で取得してください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>■ 非課税世帯・・・・・・・・課税証明書等 または 非課税証明書</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>■ 生計維持者全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合計が 105,500 円未満の世帯・・・課税証明書等</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>■ 生計維持者全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合計が 105,500 円以上 264,500 円未満で多子世帯（扶養される子等が 3 人以上いる世帯）・・・・・・・・課税証明書等 ※ 課税証明書等は、扶養親族の記載があるものが必要</p> </td> </tr> </table> <p>※ 課税証明書等については、コンビニで取得できる市町村もありますので、各市町村のホームページ等でご確認ください。 ※ 税の未申告等の理由により、課税額が確認できないものは不可。</p>	<p>■ 非課税世帯・・・・・・・・課税証明書等 または 非課税証明書</p>	<p>■ 生計維持者全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合計が 105,500 円未満の世帯・・・課税証明書等</p>	<p>■ 生計維持者全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合計が 105,500 円以上 264,500 円未満で多子世帯（扶養される子等が 3 人以上いる世帯）・・・・・・・・課税証明書等 ※ 課税証明書等は、扶養親族の記載があるものが必要</p>	
<p>■ 非課税世帯・・・・・・・・課税証明書等 または 非課税証明書</p>	<p>■ 生計維持者全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合計が 105,500 円未満の世帯・・・課税証明書等</p>				
<p>■ 生計維持者全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合計が 105,500 円以上 264,500 円未満で多子世帯（扶養される子等が 3 人以上いる世帯）・・・・・・・・課税証明書等 ※ 課税証明書等は、扶養親族の記載があるものが必要</p>					
<p>県外の高校生等のみ必要 在学証明書（様式 5）</p>	<p>以下の内容を記載した学校の書式でも可。 ・ <u>生徒の名前・生年月日・入学年月日・課程・学校名・学校長名・発行日</u> ※令和 8 年 7 月 1 日現在に在学していることを記載しており、様式 5 と同様の内容が確認できるもの。</p>				